

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「うつ状態」と診断された。その後、被災者は、同年〇月〇日、マンション〇階にある自宅から飛び降り、死亡した。請求人によると、被災者は長時間労働等の影響から、同年〇月以降、体調不良で欠勤することが多くなったという。
- 3 本件は、請求人が被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

被災者の精神障害の発病及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の申述内容及び主治医の意見等を踏まえた上で、平成〇年〇月下旬頃に、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、被災者の発病の経緯とその症状からみて、専門部会の見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、信頼できる取締役のDが退任したこと、社長のEの言動により取引先を失ったことを主張している。

まず、Dの退任については、平成〇年〇月〇日にDが退任した事実があり、同出来事は認定基準別表1の具体的出来事「理解してくれていた人の異動があった」（平均的な心理的負荷の強度は「I」）に該当するとみて検討すると、Dは被災者の勤務態度を評価していたものの、直接被災者の業務には関与しておらず、Dの退任により被災者の業務に影響を及ぼしたとは認められないこと

から、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

次に、取引先を失ったことについては、平成〇年後半頃の出来事であり、上記、Dの退任とも関連していないことから、評価期間外であり、出来事として評価できないものと判断する。

- (5) 請求人は、監督署長の労働時間の集計は不当である旨主張するところ、請求人主張のとおり被災者の始業時間をタイムカードの打刻時間に置き換えたとしても、被災者に恒常的長時間労働は認められない。
- (6) また、請求人は、社宅退去連絡は退職強要に当たるなど本件疾病発病後の出来事を縷々申し立て、症状の悪化を主張するところ、当審査会において、改めて、一件記録を精査したものの、心理的負荷が極度と認められる出来事を確認することはできず、認定基準別表1に定める「特別な出来事」は認められない。
- (7) 業務以外の要因及び被災者の側面要因について、特段考慮すべき事項は認められない。
- (8) 以上からすると、被災者には業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が1つ認められるも、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、また、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。
- (9) なお、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだすことができなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。